

改正

令和元年7月1日告示第38号

名張市防災協力事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震、風水害、武力攻撃等の災害発生時において、保有する資源の提供等により防災活動への協力を申し出た事業所等を登録し、公表することにより、災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救援活動を展開することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等 市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）をいい、法人格の有無を問わない。
- (2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材（労務）等をいう。

(登録手続等)

第3条 登録しようとする事業所等は、防災協力事業所登録届出書（様式第1号）を市長に届け出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の規定により届け出た者に対し、登録証（様式第2号）及び掲示用標識（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、名張市防災協力事業所登録台帳（様式第4号）に記録しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
 - (2) 前号に掲げるもののほか、登録の届出を受理することが適当でないと市長が判断する事業所等

(協力期間)

第4条 協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力として、事業所等本来の業務に支障とならない期間とする。

(防災協力事業所の公表)

第5条 市長は、防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）の名称、所在地等を名張市のホームページ等で公表することができる。

2 登録事業所は、掲示用標識（様式第3号）を市民等が分かりやすい場所に掲示するものとする。

(市の防災事業との連携)

第6条 登録事業所は、登録した協力内容に加え、市が実施する防災事業との連携をはじめ、可能な範囲で自発的かつ積極的な防災及び減災活動を行うものとする。

2 登録事業所は、前項の規定に基づき平常時に、次に掲げる取組に努めるものとする。

(1) 市民、顧客及び従業員への防災に関する意識啓発

(2) 防災関連物品の販売

(3) 防災訓練、研修等への参加

(4) その他この要綱の目的を実現するための取組

3 登録事業所は、第1項の規定に基づき災害時、次に掲げる取組に努めるものとする。

(1) 登録した資源その他の提供可能な資源の提供

(2) 取扱商品の適正価格での販売及び安定供給

(3) 適正単価による労務提供

(4) その他この要綱の目的を実現するための取組

(災害時の協力)

第7条 市長は、登録事業所の登録資源情報をもとに、被災者救援の協力を要請することができる。

2 登録事業所は、前項に規定する要請があった場合、最大限に被災者救援等の活動を展開するものとする。

(情報提供)

第8条 市長は、登録事業所に対し防災活動に必要な情報を適宜提供するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災協力事業所登録抹消届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 廃業した場合

(2) 名張市以外に移転した場合

(3) 防災協力事業所登録の抹消を申し出た場合

2 前項の届出書を提出する場合、市長に登録証（様式第2号）及び掲示用標識（様式第3号）を

返却しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 事業所等を第三者に譲渡し、又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認できない場合
- (2) 事業所等が犯罪行為を行ったと認められる場合
- (3) その他事業所等を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

(連絡協議会の設置)

第11条 市長は、市及び登録事業所相互の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。